

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

**株式会社ニッカトー**

取締役社長 西村 隆

## 第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
リーガロイヤルホテル堺
  3. 目的事項
    - 報告事項 1. 第142期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第142期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第6号議案 役員賞与支給の件
  - 第7号議案 当社株式の大量買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

- 
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 添付書類

### 事業報告(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、昨年3月に発生いたしました「東日本大震災」と、その影響により起こりました「東京電力福島第1原子力発電所」の爆発事故、そして期中にはタイの洪水による主要企業の被害、ヨーロッパの信用不安に発する世界経済の停滞の中での円高、株安等『6重苦』とも言われる程の悪条件の中で推移いたしました。

このような状況の下で、当社は夏期、冬期の「節電協力」は勿論のこと、全社をあげての経費削減や新商品開発にも注力いたしました。

この結果、受注面では前期比3.2%減の8,240,257千円、売上高は同0.4%減収の8,230,000千円となりました。

損益面につきましては、売上高は前期比僅かに減少いたしましたが、売上原価比率に変化なく、販売管理費比率につきましては、一部開発品を研究開発部門より製造部門に移管したこともございますが、1.0%低下し、営業利益は同8.9%増益の924,339千円、経常利益は同8.3%増益の943,898千円となりました。

当期純利益は、今期は特別損失に目立ったものがなかったことにより、同16.4%増益の588,163千円となりました。

## 事業別の概況

### セラミックス事業

上半期が好調に推移いたしましたことで、下半期の減収分をかりうじてカバーいたし、前期比2.9%増収の6,024,029千円となりました。

なお、市場別による分類では、前年度とあまり大きな変動はなく、電子部品向けが56.1%、化学・窯業・鉄鋼向けが17.4%、環境・エネルギー向けが6.0%となりました。

### エンジニアリング事業

大形物件が無く、年度後半に盛り返しましたものの、売上高は前期比8.5%減収の2,205,971千円となりました。

なお、市場別による分類では、電子部品向けが45.3%で半分近くを占め、次いで環境・エネルギー向け18.0%、半導体向け13.7%、化学・窯業・鉄鋼向け11.4%となりました。

## 事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	435,993	5.3
	耐摩耗セラミックス	3,295,685	40.1
	耐熱セラミックス	2,026,477	24.6
	理化学用陶磁器その他	265,873	3.2
	小計	6,024,029	73.2
エンジニアリング事業	加熱装置	596,655	7.2
	計測機器その他	1,609,315	19.6
	小計	2,205,971	26.8
合計		8,230,000	100.0

## 研究開発の状況

代表的な先端材料である電子部品は、電子機器の発達に伴い、多品種少量生産される部品が増加しております。これと同時に電子部品の開発期間は非常に短くなり、電子部品の製造を担っております当社製品も、従来のようなユーザーでの当社製品の使いこなしから、ニーズにマッチした製品の早期供給体制への要望という形に変貌してきており、ユーザーと一緒に、高品質の製品をタイミング良く作り上げていくことが望まれております。そのため、新しい技術の開発だけでなく、高い応用力を持った技術力とすべく、基盤技術の見直しと向上にも励んでおります。

一方、中国や韓国のメーカーが急速に成長してきており、近いうちに安価なセラミックス製品や計測・熱処理用機器が国内の市場に参入してくることは間違いのない状況です。当社としましては、常に新製品の開発、製品の品質特性および安定性の向上に精力を傾けるだけでなく、技術サポートをはじめとするソフト面においても積極的にユーザーに提供し、コストパフォーマンスの高い製品を供給することで、中国や韓国製品はもちろんのこと国内メーカーとの差別化を図り、ユーザーにとって頼ることのできる良きパートナーになれるよう努力しております。

当期における研究開発費は186百万円であります。

## 設備投資等および資金調達の状況

当期の設備投資額は902百万円であります。

主な設備投資の内容は、堺工場での耐摩耗セラミックスにおける焼成機械設備で、耐摩耗セラミックスポールの生産力増強を図るものであります。

当期のこれら設備投資に伴う資金調達は、全て自己資金で充当しました。

なお、当期の減価償却費は562百万円であります。

## (2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、世界経済は多少の落ち着きが戻り、国内でも期の後半にかけては明るさも言われておりますが、夏の「電力不足問題」等、この先クリアしなくてはならない課題が目白押しで、全く予断は許しません。

このような状況の下、当社は一部製造設備の移転を含め、さらなる合理化を図ると共に、新規設備の導入も積極的に推進し、売上の増大にも努めていく所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

項目	期別	第139期	第140期	第141期	第142期
		(平成21年3月期)	(平成22年3月期)	(平成23年3月期)	(当連結会計年度 (平成24年3月期))
売上高	(千円)	7,294,505	6,018,543	8,265,014	8,230,000
経常利益	(千円)	538,885	323,477	871,157	943,898
当期純利益	(千円)	123,290	145,087	505,132	588,163
1株当たり当期純利益	(円)	10.29	12.17	42.36	49.43
純資産	(千円)	7,574,753	7,556,878	7,906,014	8,260,914
総資産	(千円)	9,938,587	9,870,286	11,034,354	11,037,618

### (4) 主要な事業内容

当社グループはセラミックスおよび計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な商品・製品は次のとおりであります。

区分		主要商品製品
セラミックス事業	機能性セラミックス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐摩耗セラミックス	粉砕用ボールおよび部材、ボールミル、ノズル、摺動部材
	耐熱セラミックス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理化学用陶磁器 その他	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ボート、実験用陶磁器 特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エンジニアリング事業	加熱装置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計測機器 その他	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置 理化学用品

#### (5) 主要な営業所および工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市  
東 京 支 社：東京都文京区  
セラミックス  
営 業 本 部：大阪府堺市  
名古屋営業所：愛知県名古屋市  
水 戸 営 業 所：茨城県水戸市  
九 州 営 業 所：福岡県福岡市  
北 関 東 営 業 所：栃木県小山市  
堺 工 場：大阪府堺市  
東 山 工 場：大阪府堺市

#### (6) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	200名	増減なし	37才1ヵ月	14年9ヵ月
女 性	59名	2名増	37才2ヵ月	15年1ヵ月
合計または平均	259名	2名増	37才1ヵ月	14年10ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー35名、嘱託4名、契約社員32名を含んでおりません。

#### (7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	679百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	169百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行済株式総数

11,774,181株

(自己株式361,514株を除く。)

### (2) 株 主 数

2,533名

### (3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 ソ ー 株 式 会 社	599千株	5.1%
株 式 会 社 チ ノ ー	574	4.9
ニ ッ カ ト ー 取 引 先 持 株 会	562	4.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	499	4.2
ニ ッ カ ト ー 従 業 員 持 株 会	460	3.9
株 式 会 社 共 和 電 業	400	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	391	3.3
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	353	3.0
西 村 明	250	2.1
株 式 会 社 ク ボ タ	200	1.7

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は自己株式361,514株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 隆	
代表取締役常務	清 水 奉 明	経理部長
取締役	紀ノ岡 隆一郎	総務部長
取締役	星 野 尹	東京支社長
取締役	飴 山 久 道	セラミックス営業本部長
取締役	大 西 宏 司	研究開発部長
取締役	安 岡 廣	エンジニアリング本部長
常勤監査役	上 野 末 夫	
監査役	小 林 淑 人	弁護士、株式会社京佐興産監査役
監査役	中 安 克 志	税理士法人ゆびすい 顧問

(注) 1. 当期中の取締役の異動

- (1) 平成23年6月24日開催の第141回定時株主総会において、安岡 廣氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 取締役 山本幸雄氏は平成23年6月24日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたしました。
2. 監査役のうち小林淑人および中安克志の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 上野末夫氏は、当社内の経理関係部門で経理部長経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 中安克志氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役の取締役会等への出席状況

氏 名	出席状況および発言状況
小 林 淑 人	当期開催の取締役会17回および監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
中 安 克 志	当期開催の取締役会17回および監査役会10回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

7. 当社は社外監査役2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 78,788千円

監査役 3名 20,410千円

(うち社外2名 9,000千円)

- (注) 1. 使用人兼取締役の使用人給与相当額の総額は60,565千円であり、上記支給額には含まれておりません。  
2. 報酬等の額には、平成24年7月支給予定の役員賞与21,300千円(取締役18,000千円、監査役3,300千円)を含めております。  
3. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,808千円(取締役10,298千円、監査役1,510千円)が含まれております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

#### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

20,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数等の諸事情を勘案の上、監査役会と取締役会の協議に基づき、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主のみならずお取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス委員会規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視および全体的な対応は総務部が行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画および中期計画に基づき各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定とおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項およびその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを重視した企業行動基準の策定・研修を実施します。また、従業員の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設、報告者への不利益扱いを禁止しております。

**(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

グループ子会社に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトリーの企業行動基準を準用し、法令および企業倫理遵守の徹底を図ります。また、監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を継ぎます。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについて求めておりません。

**(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

イ. 監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

ロ. 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

**(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うことといたします。

ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。

1. 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
2. 当社の内部監査部門の活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
4. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5. 内部通報制度の運用および通報の内容
6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために監査役と定期的な会合を実施します。会合を通じて監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重してまいります。

また、内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

#### (11) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部および内部監査室を中心に評価・報告体制を整備いたします。

### 6. 会社の支配に関する方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務内容および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主のみなさまやお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主のみなさまの自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## (2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主のみなさまが当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主のみなさまの意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主のみなさまが適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主のみなさまに対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追及しようとするもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主のみなさまが株式の買収内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると考え、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入」（以下、本プランといいます。）を平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て導入しました。

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社社外監査役および社外の有識者の中から選任され、社外監査役1名と社外の有識者2名の計3名により構成されています。

対象となる大規模買付行為とは、①当社が発行である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等、②特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等を行います。

大規模買付者は、事前に当社に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向証明書」を提出していただき、当社取締役会が「意向証明書」を受領後に当社株主様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、必要情報の提供を受けるものとします。

当社取締役会が十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）、または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに内容の検討や代替案の作成等で必要な場合は、10日間検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に、独立委員会に諮問し、当該大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、株主のみなさまのご意向の把握に努めたり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉をし、当社株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、対抗措置を採ることが相当と認められる場合を除き、原則として対抗措置を採りません。また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

対抗措置の具体的内容としましては、新株予約権無償割当等で、新株予約権無償割当を行う場合は、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主様に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で、当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当をいたします。

本プランの有効期限は平成24年6月30日までに開催される第142回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、有効期限はさらに3年間延長されるものとします。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

### (3) 上記(2)の取組みに関する取締役会の判断について

当社取締役会は、上記(2)の「不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」が、当社の基本方針に沿って策定されたものであり、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させるものであると判断しております。

また、本プランは、定時株主総会における株主のみなさまからのご承認をもって発効され、かつ有効期限前でも株主総会において変更または廃止決議がなされた場合は、その時点で実行される等、株主のみなさまの意思を重視したものであります。

さらに、独立委員会の設置等、当社取締役会による恣意的な判断を防止する仕組みを確保するとともに、毎年の定時株主総会における取締役の選任（当社取締役の任期は1年）を通じて本プランの継続につき株主のみなさまの意向を反映させることが可能となっております。

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	11,037,618	(負 債 の 部)	2,776,703
流 動 資 産	6,050,489	流 動 負 債	2,248,963
現 金 預 金	1,505,524	買 掛 金	969,271
受 取 手 形	936,393	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	1,827,913	1年以内返済予定の長期借入金	250,808
有 価 証 券	30,581	未 払 金	255,431
商 品	22,936	未 払 法 人 税 等	106,304
製 品	489,727	未 払 費 用	760
原 材 料	153,251	預 り 金	15,447
仕 掛 品	835,784	前 受 金	15,510
貯 蔵 品	114,692	賞 与 引 当 金	212,000
繰 延 税 金 資 産	90,538	役 員 賞 与 引 当 金	23,430
未 収 入 金	26,022	固 定 負 債	527,740
前 払 費 用	18,227	長 期 借 入 金	272,288
そ の 他 の 流 動 資 産	5,795	退 職 給 付 引 当 金	36,910
貸 倒 引 当 金	△ 6,900	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	113,615
固 定 資 産	4,987,128	預 り 保 証 金	68,147
有 形 固 定 資 産	3,679,035	資 産 除 去 債 務	36,780
建 物	1,601,778	(純 資 産 の 部)	8,260,914
構 築 物	85,062	株 主 資 本	8,390,595
機 械 装 置	1,285,326	資 本 金	1,320,740
車 両 運 搬 具	15,598	資 本 剰 余 金	1,221,859
工 具、器 具 及 び 備 品	67,470	利 益 剰 余 金	6,010,342
土 地	480,161	自 己 株 式	△162,346
建 設 仮 勘 定	143,637	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△129,680
無 形 固 定 資 産	32,870	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△129,680
電 話 加 入 権	4,132		
ソ フ ト ウ ェ ア 他	28,737		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,275,222		
投 資 有 価 証 券	870,538		
繰 延 税 金 資 産	64,639		
事 業 保 険 掛 金	28,483		
そ の 他 の 投 資	311,561		
資 産 合 計	11,037,618	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,037,618

連結損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

科 目	金 額(千円)
売上高	8,230,000
売上原価	6,124,285
売上総利益	2,105,715
販売費及び一般管理費	1,181,375
営業利益	924,339
営業外収益	40,557
受取利息及び配当金	27,757
受取賃料	3,799
その他の	9,000
営業外費用	20,997
支払利息	14,446
コミットメントファイ	4,299
その他の	2,252
経常利益	943,898
特別損失	2,685
固定資産廃棄損	2,685
税金等調整前当期純利益	941,213
法人税、住民税及び事業税	303,282
法人税等調整額	49,767
少数株主損益調整前当期純利益	588,163
当期純利益	588,163



連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当連結会計年度期首残高	1,320,740	1,221,859	5,577,196	△ 91,662	8,028,133
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△155,017		△155,017
当期純利益			588,163		588,163
自己株式の取得				△ 70,683	△ 70,683
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	433,145	△ 70,683	362,462
当連結会計年度末残高	1,320,740	1,221,859	6,010,342	△162,346	8,390,595

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
	千円		千円
当連結会計年度期首残高	△122,118		7,906,014
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△155,017
当期純利益			588,163
自己株式の取得			△ 70,683
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 7,562		△ 7,562
当連結会計年度変動額合計	△ 7,562		354,900
当連結会計年度末残高	△129,680		8,260,914

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社の数 1社
  - 連結子会社の名称 関東電子計測株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
  - 該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ① 有価証券
      - その他有価証券
      - 時価のあるもの
        - 当連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 時価のないもの
        - 移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産
      - たな卸資産の評価は、商品・製品・原材料および仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については、最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産
      - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。
      - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械及び装置	5～9年
    - ② 無形固定資産
      - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金
      - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、貸倒懸念債権については財務内容評価法により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
    - ② 賞与引当金
      - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当社は支給見込額に基づき計上しております。
    - ③ 役員賞与引当金
      - 役員に対し支給する賞与の支出に充てるため、当社は当連結会計期間における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
    - ④ 退職給付引当金
      - 従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）および年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程及び理事規程に基づき、当社は、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

該当事項はありません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理

税抜方式を採用しております。

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、発生時に一括償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 7,514,553千円
2. 有形固定資産のうち次の部分は、短期借入金300,000千円、1年以内返済予定長期借入金213,300千円及び長期借入金240,300千円の担保に供しております。

		本社及び堺工場(当社)	東山工場(当社)
建	物	434,566千円	147,126千円
土	地	924千円	44,155千円
合	計	435,491千円	191,282千円

投資有価証券のうち36,397千円は、買掛金146,994千円の担保に供しております。

3. 国庫補助金の受入により工具器具及び備品の取得価格から控除した金額の累計額は55,654千円であります。

4. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 108,087千円

5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行等と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメントの総額 500,000千円

借入実行残高 400,000千円

差引額 100,000千円

6. 偶発債務

一括決済（ファクタリング） 26,826千円

一括決済（ファクタリング）方式による債務引渡し残高のうち、下請代金支払遅延等防止法による遡及義務であります。

7. 担保受入金融資産

売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は25,517千円であります。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,135千株	一千株	一千株	12,135千株

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

#### 1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	71,547千円	6.00円	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	83,470千円	7.00円	平成23年9月30日	平成23年12月9日

#### 2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,419千円	7.00円	平成24年3月31日	平成24年6月25日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主要仕入、販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外にはリスクの少ない預金やMMF等の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

#### 2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金（固定性預金）であり、ペイオフの事態以外は原則リスクはないと判断しております。次に受取手形及び売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。有価証券及び投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず支払手形、買掛金及び未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

#### 3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。有価証券及び投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

支払手形、買掛金及び未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、長期借入金は金利変動リスクを回避するため固定型金利での調達を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,505,524千円	1,505,524千円	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	2,764,307千円 △6,835千円		
	2,757,471千円	2,757,471千円	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	850,519千円	850,519千円	—
(4) 未収入金 貸倒引当金（※1）	26,022千円 △64千円		
	25,958千円	25,958千円	—
(5) 仮払金及び前払費用	24,022千円	24,022千円	—
資 産 計	5,163,496千円	5,163,496千円	—
(1) 買掛金及び未払金	1,224,702千円	1,224,702千円	—
(2) 未払法人税等	106,304千円	106,304千円	—
(3) 未払費用、預り金及び前受金	31,717千円	31,717千円	—
(4) 短期借入金	400,000千円	400,000千円	—
(5) 長期借入金	523,096千円	517,733千円	△5,362千円
負 債 計	2,285,821千円	2,280,458千円	△5,362千円
デリバティブ取引	—	—	—

（※1） 貸倒実績率にて計上しています貸倒引当金を控除しております。

### （注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 （資 産）

#### (1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 未収入金

未収入金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 仮払金及び前払費用

仮払金及び前払費用は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 買掛金及び未払金

買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

未払法人税等は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払費用、預り金及び前受金

未払費用、預り金及び前受金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

短期借入金は、6ヶ月以内で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価の算定にあたっては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	50,600千円
預り保証金	68,147千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	1,505,524千円	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,764,307千円	—	—	—
未収入金	26,022千円	—	—	—
長期性預金	—	250,000千円	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	250,808千円	184,152千円	88,136千円	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	701円61銭
1 株当たり当期純利益 (算定基礎)	49円43銭
(1) 1 株当たり純資産額	
連結貸借対照表の純資産の部の合計	8,260,914千円
普通株式に係る純資産額	8,260,914千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	361千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,774千株
(2) 1 株当たり当期純利益	
連結損益計算書上の当期純利益	588,163千円
普通株式に係る当期純利益	588,163千円
普通株式の期中平均株式数	11,899千株

(その他の注記)

1. 資産除去債務に関する注記

当社は、工場用地及び営業事務所賃貸に関し不動産賃貸契約を締結しており、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は27年から36年、割引率は0.167%から1.999%を採用しております。

当連結会計年度末における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	33,820千円
会計基準適用による期首調整額	2,344千円
時の経過による調整額	615千円
当連結会計年度末残高	36,780千円

2. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
<b>(資 産 の 部)</b>	<b>11,037,618</b>	<b>(負 債 の 部)</b>	<b>2,776,703</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,050,489</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,248,963</b>
現 金 預 金	1,505,524	買 掛 金	969,271
受 取 手 形	936,393	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	1,827,913	1年以内返済予定の長期借入金	250,808
有 価 証 券	30,581	未 払 金	255,431
商 品	22,936	未 払 法 人 税 等	106,304
製 品	489,727	未 払 費 用	760
原 材 料	153,251	預 り 金	15,447
仕 掛 品	835,784	前 受 金	15,510
貯 蔵 品	114,692	賞 与 引 当 金	212,000
繰 延 税 金 資 産	90,538	役 員 賞 与 引 当 金	23,430
未 収 入 金	26,022	<b>固 定 負 債</b>	<b>527,740</b>
前 払 費 用	18,227	長 期 借 入 金	272,288
そ の 他 の 流 動 資 産	5,795	退 職 給 付 引 当 金	36,910
貸 倒 引 当 金	△ 6,900	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	113,615
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,987,128</b>	預 り 保 証 金	68,147
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,679,035</b>	資 産 除 去 債 務	36,780
建 物	1,601,778	<b>(純 資 産 の 部)</b>	<b>8,260,914</b>
構 築 物	85,062	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,390,595</b>
機 械 装 置	1,285,326	<b>資 本 金</b>	<b>1,320,740</b>
車 両 運 搬 具	15,598	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>1,221,859</b>
工 具、器 具 及 び 備 品	67,470	資 本 準 備 金	1,088,420
土 地	480,161	そ の 他 資 本 剰 余 金	133,438
建 設 仮 勘 定	143,637	自 己 株 式 処 分 差 益	133,438
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>32,870</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>6,010,342</b>
電 話 加 入 権	4,132	利 益 準 備 金	205,810
ソ フ ト ウ ェ ア	28,737	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,804,531
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,275,222</b>	別 途 積 立 金	4,600,000
投 資 有 価 証 券	870,538	繰 越 利 益 剰 余 金	1,204,531
繰 延 税 金 資 産	64,639	<b>自 己 株 式</b>	<b>△162,346</b>
事 業 保 険 掛 金	28,483	評 価・換 算 差 額 等	△129,680
そ の 他 の 投 資	311,561	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△129,680
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,037,618</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>11,037,618</b>



損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

科 目	金 額(千円)
売上高	8,132,248
売上原価	6,045,759
売上総利益	2,086,488
販売費及び一般管理費	1,165,750
営業利益	920,738
営業外収益	40,167
受取利息及び配当金	28,618
受取賃料	3,799
その他の	7,749
営業外費用	19,155
支払利息	13,848
コミットメントファイ	4,299
その他の	1,008
経常利益	941,750
特別損失	125,621
子会社整理損	122,936
固定資産廃棄損	2,685
税引前当期純利益	816,129
法人税、住民税及び事業税	293,000
法人税等調整額	60,441
当期純利益	462,687

株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,320,740	1,088,420	133,438	205,810	4,600,000	896,861
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△155,017
当 期 純 利 益						462,687
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	307,670
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	133,438	205,810	4,600,000	1,204,531

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△ 91,662	8,153,608	△121,053	8,032,555
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△155,017		△155,017
当 期 純 利 益		462,687		462,687
自 己 株 式 の 取 得	△ 70,683	△ 70,683		△ 70,683
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 8,627	△ 8,627
当 期 変 動 額 合 計	△ 70,683	236,986	△ 8,627	228,359
当 期 末 残 高	△162,346	8,390,595	△129,680	8,260,914

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法  
たな卸資産の評価は、商品・製品・原材料及び仕掛品については、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、貯蔵品については、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	9年
  - ② 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金  
役員に対し支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金  
役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程および理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 7,514,553千円
2. 有形固定資産のうち次の部分は、短期借入金300,000千円、1年以内返済予定長期借入金213,300千円及び長期借入金240,300千円の担保に供しております。

	本社及び堺工場	東山工場
建 物	434,566千円	147,126千円
土 地	924千円	44,155千円
合 計	435,491千円	191,282千円

投資有価証券のうち36,397千円は、買掛金146,994千円の担保に供しております。

3. 期末日満期手形  
期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。  
受取手形 108,087千円
4. 国庫補助金の受入により工具器具及び備品の取得価格から控除した金額の累計額は55,654千円であります。
5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行等と貸出コミットメント契約を締結しております。  
貸出コミットメントの総額 500,000千円  
借入実行残高 400,000千円  
差引額 100,000千円
6. 偶発債務  
一括決済（ファクタリング） 26,826千円  
一括決済（ファクタリング）方式による債務引渡し残高のうち、下請代金支払遅延等防止法による遡及義務であります。
7. 担保受入金融資産  
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は25,517千円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。

売上高	5,956千円
仕入高	23,939千円
受取利息	1,093千円
不動産賃貸料	119千円
子会社整理損	122,936千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	211千株	150千株	一千株	361千株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

当事業年度中の増加150千株は、平成24年2月6日開催の取締役会で決議しました自己株式の取得で、残り330株は単元未満株式の買取によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	80,581千円
未払事業税	8,810千円
退職給付引当金	13,154千円
役員退職慰労引当金	40,492千円
資産除去債務関係	10,992千円
その他	1,146千円
繰延税金資産合計	155,177千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
試験研究費税額控除	△1.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5%
住民税均等割	1.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の兼任 (名)	事業上 の関係				
子会社	関東電子計測 株式会社	10,000	100.0	3	当社商品 の販売	債権放棄 (注)	122,936	—	—

(注) 債権放棄については、経営不振の関東電子計測株式会社が、平成24年2月に清算結了したことにより行ったものであります。

(1株当たり情報に対する注記)

1株当たり純資産額	701円61銭
1株当たり当期純利益	38円88銭
(算定基礎)	
(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計	8,260,914千円
普通株式に係る純資産額	8,260,914千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	361千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,774千株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	462,687千円
普通株式に係る当期純利益	462,687千円
普通株式の期中平均株式数	11,899千株

(その他の注記)

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月2日

株式会社ニッカトー

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員 公認会計士 小田利昭 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中伸郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッカトーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッカトー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月2日

株式会社ニッカトー

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員 公認会計士 小田利昭 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中伸郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けのほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月7日

株式会社ニッカトー監査役会

常勤監査役 上野末夫 ㊟

社外監査役 小林淑人 ㊟

社外監査役 中安克志 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 期末配当に関する事項

###### ① 配当財産の種類

金銭

###### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円00銭

総額 82,419,267円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金14円（前事業年度は12円）となります。

###### ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月25日

##### (2) その他の剰余金の処分に関する事項

###### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

###### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にしむら たかし 西村 隆 (昭和26年7月9日)	昭和59年4月 当社入社 昭和59年6月 西村工業(株)監査役 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 当社取締役東京支社副支社長 平成5年6月 当社取締役生産本部生産企画部長 平成6年4月 当社取締役生産本部東山工場長 平成8年4月 当社取締役生産本部堺工場長 平成9年6月 当社常務取締役東京支社長 平成12年4月 当社常務取締役財務部長兼情報システム室長 平成13年6月 当社代表取締役社長（現在）	79,121株
2	しみず ともあき 清水 奉明 (昭和23年11月15日)	昭和46年4月 (株)第一銀行入社（現(株)みずほ銀行） 平成7年10月 (株)第一勧業銀行江坂支店長（現(株)みずほ銀行） 平成10年1月 フェニックスリゾート(株)専務取締役経理本部長 平成12年8月 当社入社 当社経営管理室長 平成13年9月 当社経理部長 平成15年6月 当社取締役経理部長 平成21年6月 当社代表取締役常務経理部長（現在）	19,000株
3	ほしの ただし 星野 尹 (昭和22年3月24日)	昭和40年4月 (株)千野製作所（現(株)チノー）入社 平成18年6月 (株)チノー理事北部支店長 平成20年3月 当社入社 当社東京支社副支社長 平成20年6月 当社取締役東京支社副支社長 平成21年6月 当社取締役東京支社長（現在）	9,400株
4	あめやま ひさみち 飴山 久道 (昭和30年1月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社東京セラミックス部長 平成20年4月 当社大阪セラミックス部長 平成21年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 平成22年4月 当社理事セラミックス営業本部長 平成22年6月 当社取締役セラミックス営業本部長（現在）	13,200株
5	おおにし ひろし 大西 宏司 (昭和33年3月15日)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社研究開発部長 平成15年6月 当社理事研究開発部長 平成22年6月 当社取締役研究開発部長（現在）	13,900株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	やす おか ひろし 安 岡 廣 (昭和34年2月13日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年11月 当社E N G部長 平成21年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼E N G部長 平成21年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼F E部長 平成23年4月 当社理事エンジニアリング本部長 平成23年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 (現在)	9,300株
7	ど い ゆう じ 土 井 祐 二 (昭和31年10月19日)	昭和55年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成21年4月 同社埼玉西支社長 平成24年4月 当社入社 当社総務部担当部長 平成24年6月 当社総務部長 (現在)	一株

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりで予め監査役会の同意を得ております。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	こ もり つね じ 小 森 常 司 (昭和19年9月16日)	昭和38年3月 当社入社 平成7年7月 当社生産本部堺工場長 平成8年4月 当社生産本部東山工場長 平成9年9月 当社技術本部品質管理部長 平成16年10月 当社退職	6,700株
2	にし むら もと あき 西 村 元 昭 (昭和18年7月9日)	昭和44年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）	一株
3	うす ま しん じ 白 間 真 次 (昭和36年4月19日)	昭和59年3年 指吸会計センター㈱入社 平成3年1月 税理士登録 平成15年1月 税理士法人ゆびすい社員	一株

- (注) 1. 西村元昭および白間真次の両氏は、社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、それぞれ独立役員として届け出る予定であります。
2. 西村元昭氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられるため、直接経営に関与した実績はありませんが、その知識および経験を当社の監査体制に生かしていただき、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 白間真次氏は、直接経営に関与した実績はありませんが、税理士としての財務および会計の専門的知識が職務を適切に遂行できるものと判断し、当社監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者西村元昭氏および白間真次氏が選任された場合は、当社との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限定額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたします紀ノ岡隆一郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
紀ノ岡 隆一郎	平成13年6月 当社取締役（現在）

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、監査役を退任いたします上野末夫氏、小林淑人氏並びに中安克志氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
上野末夫	平成20年6月 当社常勤監査役（現在）
小林淑人	平成7年6月 当社監査役（現在）
中安克志	平成16年6月 当社監査役（現在）

#### 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額21,300,000円（取締役分18,000,000円、監査役分3,300,000円）を支給することといたしたいと存じます。

## 第7号議案 当社株式の大量買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において、有効期限を第142回定時株主総会終結の時までとする当社株式の大量買付行為等への対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。有効期限が平成24年6月22日開催の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までとしていることから平成24年5月7日開催の取締役会において、現行の本プランを更新し継続することを決議いたしました。

なお、本プランの継続は取締役7名全員一致により決議され、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

ただし、本プランの重要性に鑑み、第139回総会同様、本総会においても株主の皆様にご承認をお願いするものであります。なお、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、その時点で自動的に廃止されることとなります。

本プランの骨子については下記のとおりであります。

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様ごの自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

当社は、大正2年6月に創業以来、常に時代の要請にお応えするセラミックス製品、加熱装置、計測機器システムを開発、提供し、高い評価をいただいております。当社は、「経営理念」に基づき、創造性に富んだ信頼される商品の提供を通じて、科学技術と産業の発展に寄与し、企業の成長と発展を期し、親しまれる経営で社会に貢献することを基本としています。独自技術を磨き時代に即応した商品を環境保全に努めて生産の効率化を図り、適正な価格で販売して、株主様、お取引先、従業員ならびに地域社会に貢献してまいります。さらに、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーを含んだ当社の本源的価値および株主様共同の利益を継続的に維持・向上させていく必要があると考えております。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## II 当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

### 1. 当社の取組み内容

当社は、得意とする特定分野のセラミックスならびに計測機器と加熱装置のリーディングカンパニーを目指しております。

当社の中期的な経営戦略は、毎年見直しを行っております、向こう3年間の「中期計画」に基づいて進めてまいります。

その重点課題は次のとおりであります。

- (1) 環境・省エネ用セラミックスならびに耐摩耗セラミックスにおける窒化珪素ボールならびにジルコニアボールの生産能力増強。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減等エネルギーの効率的利用と生産改革による生産合理化の推進。
- (3) マーケットニーズに対応したセラミックス新製品およびエンジニアリング新商品の開発と拡販。
- (4) 内部統制システムの構築に基づくリスク管理の強化や内部監査の充実によるさらなる内部管理体制の整備。

以上の取組みにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存であります。

### 2. コーポレート・ガバナンスの強化について

今日においては、取り巻く環境変化に素早く対応し、いかに適時・的確に意思決定や組織的取組みを行えるかが、今後の企業成長の鍵を握るものと認識しております。当社は経営のスピード化、企業行動の透明性の確保、そして、特に株主の皆様に対するディスクロージャーおよびアカウンタビリティの充実を重視してコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

また、当社は、株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス委員会規程やCSR行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程に基づく危機管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

## III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合およびこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。



## 1. 本プラン継続の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様への判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があります。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株式の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主様共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを継続し、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの継続およびそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの継続につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### ① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者および、その特定株主グループ(Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

#### ② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外監査役または、社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決定いたしました。

本プランの継続時における独立委員会の委員の氏名および略歴については別紙1をご参照ください。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ. 2. (4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ. 2. (5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ. 3. (1)に定める例外的対応を採る場合ならびに下記Ⅲ. 3. (2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

## (2) 対象となる買付行為等

本プランは、(i) 特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株式<sup>3</sup>の買付行為（売買その他の契約に基づく株式の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第6条第2項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。）、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為または、(iii) 特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主様との合意等<sup>4</sup>（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。以下同様とします。）を適用対象とします。

## (3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

<sup>1</sup> (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者、およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。）を意味します。

<sup>2</sup> (i) 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めない限り、同様とします。

<sup>4</sup> 共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意および、会社分割等の組織再編行為その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる一切の行為をいいます。

#### (4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および〈ファンドの場合は〉各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社株式、大規模買付者が行った当社株式にかかる過去のすべての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）
- ③ 大規模買付者が当社株式に関して締結したすべての契約、取決めおよび合意（貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約または取決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株式に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（本必要情報提出日以降に当社株式の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意または取決めを含みます。）が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

- ⑦ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容〈そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。〉）および取得資金の裏付け（資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑧ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループ会社の支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等
- ⑨ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株式の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性。将来的に支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報
- ⑩ 重要提案行為等<sup>5</sup>を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 当社および当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑫ 当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報および追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金〈円貨〉のみとする公開買付による当社の全ての株式の買付行為の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定いたします（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値および株主様共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもございます。

大規模買付者および、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

### 3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値および株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
  - (i) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (iii) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② いわゆる強圧の二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ④ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な大規模買付行為である場合

- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社および当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適當であるため、当社のセラミックス製品等の安定的供給に支障をきたすおそれのある場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分または不適當であるため、当社事業の成長性または安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合
- ⑧ その他①ないし⑦に準じる場合で、当社の企業価値および株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主様共同の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。

#### (2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社および当社の株主様共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。

#### (3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりであります。



#### (4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ. 3. (1)記載の対抗措置を採ること、または上記Ⅲ. 3. (2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記Ⅲ. 3. (1)もしくはⅢ. 3. (2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後に大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令および金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

#### 4. 株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

##### (1) 本プランの継続時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの設定は、当社の株主の皆様および投資家の皆様が必要な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記Ⅲ. 3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主様共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者および、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当の概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利または経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は平成27年6月30日までに開催される第145回定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### **IV 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由**

当社では、本プランの継続にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### **1. 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること**

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっております。

## 2. 株主様共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

本プランによって、当社の株主の皆様および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主様共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

## 3. 株主の皆様を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記Ⅲ. 5.に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

## 4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値および株主様共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

## 5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3.にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 6. 当社取締役の任期が1年であること

当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

## 7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5.に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

西村元昭（にしむら もとあき）

昭和18年7月9日生

昭和44年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）

西村氏は、平成24年6月22日開催予定の第142回定時株主総会において会社法第2条第16号に定める社外監査役に選任される予定であります。

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

渡辺浩教（わたなべ ひろのり）

昭和42年10月23日生

平成4年10月 中央新光監査法人（のちの中央青山監査法人）入社

平成9年4月 公認会計士登録

平成12年8月 指吸会計センター（現税理士法人ゆびすい）入社

平成14年8月 税理士登録

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

松浦 敦（まつうら あつし）

昭和22年6月9日生

昭和45年4月 古河電気工業株式会社入社

平成11年5月 同社営業本部営業事務部長

平成13年2月 協和電線株式会社総務部長

平成14年6月 同社取締役総務部長

平成16年6月 同社常務取締役

平成20年6月 同社常勤顧問

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当に関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

### 3. 新株予約権の無償割当の効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 新株予約権の行使条件

① 大規模買付者および、その特定株主グループに属する者または、これに該当することとなる当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社株式を取得・保有することが当社の企業価値および株主様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、② ①の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、③ これら①ないし②に該当する者の関連者<sup>6</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものといたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものといたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 9. 対抗措置発動の停止等における無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の停止または変更を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

## 10. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

## 11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

---

<sup>6</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。



## 当社の大株主の状況

平成24年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東ソ一株式会社	599	5.09
株式会社チノ一	574	4.88
ニッカト一取引先持株会	562	4.78
株式会社みずほ銀行	499	4.24
ニッカト一従業員持株会	460	3.91
株式会社共和電業	400	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	391	3.32
朝日生命保険相互会社	353	3.00
西村明	250	2.12
株式会社クボタ	200	1.70
合計	4,289	36.44

(注) 発行済株式の総数は12,135,695株。うち自己株式は361,514株であります。発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 設 置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

### 2. 委 員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずるものでなければならない。

### 3. 任 期

独立委員会の委員の任期は、平成27年6月30日までに開催される第145期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 4. 招 集

独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

### 5. 決 議

独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

### 6. 決議事項その他

(1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。

- ① 大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求めるか否か
  - ② 取締役会検討期間を延長するか否か
  - ③ 大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か
  - ⑤ 対抗措置を発動するか否か
  - ⑥ 対抗措置を発動する場合の具体的な内容
  - ⑦ 対抗措置の停止・中止または変更
  - ⑧ 本プランの修正または変更
  - ⑨ その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値および株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
リーガロイヤルホテル堺  
電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からリーガロイヤルホテル堺2階への連絡通路があります。)

- ・新幹線(新大阪駅)……地下鉄御堂筋線(難波駅)……南海電鉄南海本線(堺駅)  
所要時間約45分
- ・関西国際空港……南海電鉄南海本線(堺駅)  
所要時間約30分

